

令和2年9月1日

半時間を利用単位とする測定代行及び予備測定の取扱いについて

公益財団法人科学技術交流財団あいちシンクロトロン光センター利用要綱別表欄外6中「別に定めるところ」とは、下記のとおりとする。

記

1 定義等

半時間を利用単位とする測定代行は、「予備測定」を行う場合に限定する。

予備測定とは、測定代行の依頼を受けるにあたり、または通常利用に先立ち、測定の可否や所要時間等測定に必要な情報を得るため、職員がユーザーからサンプルを預かって行う有償の測定とする。

予備測定は測定代行として実施する。

2 利用単位

予備測定の利用単位は、半時間、1時間、1時間半及び2時間の4通りとする。

このため、今般、利用要綱の改正を行い、測定代行の半時間単位の実施を新たに可能にしたところ。(令和2年9月1日施行)

3 実施手続き

実施に係る手続きは、あいちシンクロトロン光センター利用要綱とは別に定める予備測定の書式を定める場合はこれを用いるほか、本方針に基づき通常の測定代行と同様の手続きにより実施する。

以上